

【リヒテンシュタイン政府発表】3月1日以降の新型コロナウイルスに対する各種措置の段階的緩和について

【ポイント】

●2月23日、リヒテンシュタイン政府は、3月1日から新型コロナウイルスに対する現行の措置を段階的に緩和すると発表

【本文】

2月23日、リヒテンシュタイン政府は、現行の新型コロナウイルス感染症予防のための包括的かつ抜本的措置を3月1日から段階的に緩和すると発表しました。

1 段階的緩和措置（3月1日以降）

（1）参加者が10人までの私的イベントの開催が再開されます（ただし、飲食物の提供は不可）。なお、同人数制限は年齢に関わりなく適用されます。

（2）公共スペースでの集まりの上限人数が10人までに引き上げられます。

（3）文化、エンターテインメント、レジャー及びスポーツに関する公に開かれた施設が再開されます。但し、上記の人数制限（10人まで）が同様に課されます。

※いずれも厳格な感染防止コンセプトが全てのイベント、集まり及び施設に適用されます。

2 制限措置の継続

レストラン、バー、クラブ、ディスコ、ダンスホール及びカジノは、引き続き閉鎖されたままとなります。

ただし、食事の持ち帰り及びデリバリー、学校内の食堂、会社の社員食堂、ホテル宿泊客向けレストランは、引き続き営業が可能で、営業時間は、午前6時から午後11時までとなります。

なお、リヒテンシュタイン政府は、3月1日から3週間にわたり新型コロナウイルスの疫学的状況を注視するとともに、スイスにおける疫学的状況も検討材料としつつ、その後の対応を講じるとしています。

○リヒテンシュタイン政府発表（ドイツ語のみ）

<https://www.regierung.li/media/attachments/20210223-Medienmitteilung-102-Corona-Lockerung-Massnahmen.pdf?t=637496961571032736>

参考：リヒテンシュタイン政府による新型コロナウイルス感染症予防のための包括的かつ抜本的措置

○2020年12月18日

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100128570.pdf>

○2021年1月5日

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100134412.pdf>

○2021年1月15日

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100138430.pdf>

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話 : +41 31 300 2222

Fax : +41 31 300 2256

メール : consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がリヒテンシュタインから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/maimz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>